

第5 輸送交通要項

1 目的

この要項は、第80回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者等の輸送交通について、輸送の万全と交通の安全を図り、大会の円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スキー競技会青森県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）、第80回国スポ冬季スキー競技会大鰐町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）及び国スポ鹿角市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、大会参加者及び一般観覧者等の輸送交通について、関係機関及び団体等の協力を得て、安全で円滑な輸送を図るものとする。

3 輸送対策

(1) 全国輸送

大会参加者は、自由集合及び自由解散とする。ただし、関係機関等の協力を得て輸送力の確保に努める。

なお、自家用車等を利用する場合は、駐車場確保の観点から、県実行委員会が行う来会調査等の際に、その旨を申出るものとする。

(2) 会場地における輸送

ア 大会参加者

（ア） 開始式・表彰式

原則として自由集合及び自由解散とする。

なお、開始式場の駐車場は、参加選手団、来賓、大会役員、報道関係者の駐車スペースしか確保できないことから、駐車許可証の交付を受けた車両のみが駐車できるものとし、参加者は相乗り等で開始式場に集合するものとする。

（イ） 大会期間中

各競技会場への輸送は、県実行委員会が必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

（ウ） 監督会議

原則として自由集合及び自由解散とする。

イ 一般観覧者

原則として、公共交通機関（鉄道、路線バス、タクシー等）による自由集合及び自由解散とする。ただし、県実行委員会、町実行委員会及び市実行委員会が必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

ウ その他

大会参加者及び一般観覧者が公共交通機関（鉄道、路線バス、タクシー等）を利用する場合は、所定の料金を支払うものとする。

4 案内所の設置

県実行委員会、町実行委員会及び市実行委員会は、輸送・交通の案内のため必要に応じて案内所を設置する。

5 交通安全対策

(1) 交通規制

ア 開始式・表彰式会場（以下「式典会場」という。）及び各競技会場に通じる道路及び会場周辺の道路においては、必要に応じて交通規制等を行う。

イ 大会関係車両についても、交通規制等に従い、安全運転の励行に努める。

(2) 持込車両（自家用車・レンタカー）の利用

輸送・交通の万全を図るため、スタッドレスタイヤやタイヤチェーン等を装着又は携行し、路面凍結時や積雪時のスリップ等による交通事故、移動不能による交通渋滞を防止すること。

(3) 駐車場

ア 式典会場及び各競技会場における駐車場は、町実行委員会が発行する駐車許可証の交付を受けた車両のみが、指定された駐車場を利用できるものとする。

なお、駐車許可証の交付を受けていない車両の来場は、身体に障がいのある人が運転する車両を除き原則として認めない。

イ 各駐車場においては、駐車収容能力に限度があるため、係員による駐車箇所の指定及び誘導等の指示に従うこと。

6 その他

この要項に定めるもののほか、輸送交通の実施に関して必要な事項は、別に定める。